

中古に於ける宇佐神人の活動 (上)

西岡虎之助

一 緒言

中古に於ける神人の活動は、之を社會史的に考察して、一個の興味ある問題である。宇佐神人の活動も亦其一に位する。加之これは、京畿の諸神人のそれと異なり、宇佐といふ九劔の一角に發生した問題である丈に、中古の地方状態を窺ふにも、屈竟な一の手懸の提供と言ふべきである。而して茲に謂ふ神人の活動とは、單に狹義に意味する神人のみの活動を指すのではなくして、廣く神宮關係の人々の社會的活動を取扱ふのである。随つて或意味に於ては、神宮全體の活動と言ふ事にもなるのであるが、それは何處迄も神に奉仕する人々のそれであつて、神そのものゝ活動を主とす

るのではない。勿論、奉仕する者の頭には、冥々裡にも神の意識が働いてゐるのである限り、人の活動即神の活動といふ事にもなつて、之を截然區別付ける事は、到底不可能事に相違ないけれど、此場合に於ける神の働は結局人間のであり、從位にあるものと見做され得るが故に、矢張り奉仕者たる神人の活動の中に籠めて差間ないものと信ずる。但し問題が地方的社會的狀態の考究を其目的とするのであつて見れば、其間出來得る限り、神としての部分を避けたこと言ふ迄もない。かくて此問題は、まづ朝廷に對する活動を以つて發端となし、次に太宰府との葛藤に移り、最後に神宮内部の争即内訌に入るといふ順序に依つて展開せし

める。

二 對朝廷の活動

宇佐神宮が正確な記録の上に現はれ出したのは天平九年以來のことで、同年四月一日には、新羅の無禮の狀を告げんが爲に、同社へも奉幣使を遣はしてゐる十二續紀。そしてこれは同時に宇佐神宮が

朝廷と交渉を開くに至つた最初の徴證でもあり得る。ついで十二年、廣嗣の亂起るに及んで、同年十月九日大將軍大野東人に詔して宇佐八幡神に戰捷を祈請せしめてゐる同上十二。そして亂平ぐるや翌

十三年閏三月二十四日右の宿禰に報賽のため、封戸及び秘錦冠一頭・金宇最勝王經法華經各一部・度者十八人・馬五疋を奉り、且つ三重塔一區を造らしめてゐる同上十四。更に十七年九月二十日には、阿部虫麿を奉幣使として遣はしてゐる同上十六。または

より先き太宰府に詔して管内諸國の疫瘡を祈禱せしめたこともある同上十二、天平九、四、十九。

かようにして朝廷の崇敬は次第に加はり、兩者

の關係は漸く濃くなつてきた。そしてこれにつけ

神宮の地位も次第に高つたこと言ふまでもない。

然るにこの地位をして、俄然躍進せしめた事件はかの神宮上京の一件である。天平二十年八月十七日を以つて、神宮の祝部大神宅女・同社女の二人が、從八位上から外從五位下に叙せられ、ついで

翌天平勝寶元年十一月一日を以つて、前記の杜女(禰宜とあり)と、同く神宮の主神司從八位下大神

田麻呂の二人が、朝臣姓を賜つてゐる等は、該事件の一の前提といへよう。かくて同月十九日には

詔宣を下していよく上京し、十二月入京して、

つひに宮南梨原宮の新造殿を神宮として鎮座する

に至つた。抑々この度の上京は、その詔宣が當時

朝廷の最も頭を悩ましてゐた東大寺大佛鑄造に關

してゐた丈けに、この前後に於ける崇敬と歡迎と

は非常なものであつて、神宮としては、こうした

氣圍氣の裡に、易々と中央に於いて優越な地位を占めることが出来たのであつた。そしてこの時、八幡大神は一品を八幡比咩神は二品を奉授され、禰宜柱女は從四位下に、主神田麿は外從五位下に叙せられた續紀十七。 ついで翌二年二月二十九日には

祿令及び田令の規定に基き、それ〴〵封戸・位田を受けてゐる。即ち大神の封戸は、以前四百二十戸であつたが、新に三百八十戸増加して八百戸となり、同く位田は五十町であつたが三十町加つて八十町となり、比咩神は新に封六百戸と位田六十町とを受けてゐて、惣べて封戸一千四百・位田一百四十町である續紀十八。

更にこゝに注意すべきは、同年十月一日八幡大神の神教を以つて、正五位上藤原乙麻呂を從三位に叙し、そして太宰帥に任じてゐることである續紀十八。これは後の道鏡一件の雛形とも又その先蹤とも見做し得べき事柄で、後述の事情から判断す

るに杜女・田麻呂等の或る不純な劃策から出たものと思はれる。詳しく云へば、彼等は神教を假托することによつて擅に所管の上司を改め、そうして神宮なり延いては自己なりを有利に擁護せんと謀つたのであらう。更にまたこれより推して考ふればかの上京一件の如きも、彼等に時勢を見るの明があつて、巧にその趨く所を利用したものと考へられる。そしてそれが豫定通りの中して、從來九劬の一地方神に過ぎなかつた宇佐神宮が、一躍して中央の舞臺に活動するに至つたのである。

而してこの成功は、勢ひ彼等をして調子に乗り過ぎしめたのであらう。果然、天平勝寶六年十一月には、かの薬師寺僧行信を中心とする厭魅事件が起つた。そして田麻呂等はこれに同意してゐた爲めに、終は罪を得、同月二十七日、杜女・田麻呂は除名され且つ朝臣姓を剝奪された上、杜女は日向に田麻呂は多嶽嶋に配流せられ、神宮の禰宜

祝には更めて他人を擇んで補することゝしてゐる。加之、神宮の封戸・位田及び雜物の一事已上は、爾來悉く太宰府をして檢知せしむることゝした續紀。これは神宮にとつて確に大きな打撃であつた。殊に罪人の處罰に關しては兎もかく、經濟上の管理權が悉く太宰府に移つたことは、最大の痛手であつたに相違ない。しかしこれを見ても、曩

に上京を企て過分の優待を受けたことが、杜女田麻呂等の不純な動機に出たものであることは、想像するに難くはない。さればこれに懲りてが、天平勝寶七歲三月二十八日には、八幡大神の詔宣があつて曰く「神吾不願矯託神命、請取封一千四百戸、田一百卅町、徒無所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯留常神田二耳」と、そして朝廷は神宣のまゝにこれを許可してゐる。續紀。十九 神託に神命を矯託するを願はずとあるは注意に價する。而して

言ふ所の常神田とは、新抄格勅符抄に説く「常所

給神田」の意で、同書によればその額は六町九段二百(四十四)步であつた様である。同封部書。なほ同書に見ゆる延暦十七年十二月二十一日附太政官符所引のこの時の官符によれば、右の神託は宇佐郡の部下の百姓津守比刀より同郡司に申告し、そ

れより豊前國司・太宰府と正式の經路を経て朝廷に上申され、太政官はこれに對し、「隨神敎命、其封戸、調庸及位田、暫充造神宮寺料」と判裁を與へたことが知られる。造神宮寺料とは、宇佐神宮寺(彌勒寺)造營料のことで、返還された封戸・神田は、暫くそれに充當されることゝなつたのである。そしてこの結果から見れば、件の封戸・神田は、全然神宮から縁を絶つた譯ではなかつたが、兎もかく一應は返還といふ能動的行爲によつて、神宮自らの潔白さを立證すると共に、その地位の安固をはかり朝廷の警戒を解かうとしたのであらう。かくてこの謹慎の態度は容易に效を奏してか、

返還の封戸・位田は全然神宮側を離れなかつたのみならず、天平寶字八年九月二十九日には、神戸二十五畑を八幡大神に充てゝをり、續紀 天平神護二年四月十一日には、比咩神に神封六百戸を奉つてゐる。續紀 この六百戸は二品の食封額であるから、茲に至つて比賣神封に限り舊に復せられた譯で、しかもそれが神願を以つてなりとあれば、漸く日時が経過し舊瘡の癒ゆるに任せ、再び積極的態度をとりかけた趣が伺はれる。神護景雲元年九月十八日には、始めて八幡比咩神宮寺を造らしめてゐる。續紀 廿八

而してこの形勢をして、俄然進展せしめたのは同三年九月に惹起した有名な道鏡一件である。續紀 三十この事件は言ふまでもなく太宰主神習宜阿曾麻呂が八幡神敎を奏上したことに端を發し、しかもその神敎なるものは、矯(タメ・イツハリ)に係るものなるが故に全く阿曾麻呂一個人の道鏡に媚事し

た行爲のようではあるが、しかし和氣清麻呂が宇佐に下つて得た最初の神託は、矢張り阿曾麻呂と同様であつたらしい形跡もあるから。後紀八、清麻呂傳、扶桑略 記我 神宮としても全然無關係であつたといふのはなく、少くも神宮側のある者の間には、再び神宮をして嘗てありし日の如く、或はそれ以上たらしめんとする輩があつて、私かに阿曾麻呂と結託してゐたものと思はる。しかし一方にはまたこれと反對に、深く昔日の蹉跌に鑑みる所があつて、同意を肯んじないものもあつたと考へられる。そして後者が漸次有力となつた結果、第二回目の神託が現はれたのであらう。これは神宮にとつても極めて幸福なことであつたが、抑々こゝに至らしめた功勞者は清麻呂で彼は二派の板挾となり乍らよく反對派を鎮壓して大事に至らしめなかつたのであらう。されば所謂和氣使なるものが、この後發せらるゝに至つたのも、或はこの邊に一つの理

由が見出さるゝのではあるまいか。

かくて一時天下の耳目を聳動せしめた事件も、

神宮にはさしたる影響もなくして落着し、爾後に於ける朝廷の崇敬は毫も以前と變る所なく、祈請遣使・作事・寄進等が頻繁に行はれてゐる。されば嘗て所有した神封・位田のうち、既述の如く比咩神の封戸がまづ復舊され、ついで大神の封戸にも及んでゐるようである。但しその封物の收納使用に對しては、神宮は久しく自由を許されなかつた。

延暦十七年十二月二十一日の官符によれば、さきに天平勝寶七歲三月末以來、造神宮寺料に充當せられてゐた封一千四百戸の調庸及び位田百四十町の收益は、自今以後、府庫即ち太宰府に納入せしめてゐる新抄格 勅符抄。このうち位田に關しては爾後何等の徵證もないから、恐らくこの時の定めが踏襲されたのであらう。封戸については、翌延暦十八年十一月五日の官符で、二の問題を解決してゐる。

一は神封に關すること、民部省符所載の封戸の數は、一千四百十戸（内比咩神封六百十戸）となつてゐた。よつて太宰府はこれに不審を懷き、前年十二月の官符には一千四百戸とあつて、十戸といふ端數が、見えないのを理由として、その處分について官裁を請ふた。よつて官は、件の十戸の封は前年の官符宣に漏れたものと認め、省符の言ふ所を是認してそれに従はせ、減省すること莫らしめた新抄格 勅符抄。但しこの十戸は何時どういふ理由で増したのか不明である。他の一は比咩神封を大神封と共に前年の官符により府庫に納める事に關する神宮側の抗議である。即ち神宮司はそれでは春秋の祭料に用ふべき物が無い事を、豊前國を通じて太宰府に申出た。府は之を眞實と認めて何とか處分せられんことを官に請ふた。よつて官は府に指令して、自今府官が檢校して祭料を割り充て、そうして殘る所の雜物は、便宜神宮に納め置き、

その出納は府官と宮司と相共に掌らしむることゝした。但しこの處分はこの時の官符面では、比咩神封に關して丈いで、大神封については、何とも云つてゐないようではあるが、恐らく同様であつたらうと推測する。何れにしても右の處分に任せ以來府官と宮司が相共に出納を掌つたが、何分にも太宰府と宇佐とは「道路稍遠、有煩遣使」るのみならず、もと／＼先例を質せば、神宮司と豊前國司とが相共に出納を檢掌してゐたのである。こゝに於いて太宰府は、更めて右の前例を復活して出納のことは一切豊前國と神宮とに委付し、たゞ年度末にその用狀(用途の次第)を勸録して府に申告するよう定められんことを官に請ふた。そして之を許されたのは大同三年七月十六日で、この日の官符により、以來豊前國司と神宮司とが、神宮の雜物の出納を共知することゝなつて、このことは落着した三代格一、新抄格勸符抄。

以上の如くにして封戸に對する權利は、漸く舊に復したが、この經緯を見ても、久しく朝廷の掣肘を免がれなかつたことが知られると共に、神宮も漸次昔日の霸氣を失ひつゝありし狀が伺はれる。されど朝廷の崇敬は、依然として優るとも減ずることはなかつた。しかし神宮としては、最早や朝廷に對して積極的の活動を執らなくなつた。これは時勢の推移にも基き、神宮自身の誠心にも依り又朝廷の掣禦の宜しきを得た結果等にも原因するのであらう。かくて爾來神宮は、單なる地方の有力神として時を過ごしたのである。但しこゝに注意すべきは、貞觀の初年に大安寺の僧行教によつて、宇佐八幡神が山城石清水男山の地に勸請せられたことである。これは奈良時代に於ける上京の一件と、相對して眺むべき事柄で、帝都が平安京に移さるゝに及んで、この活動を見るに至つたのである。勸請僧行教は、嘗て行信を出した大安寺

の僧侶であることも注意に價する。けれども上京の動機は稍異つて、この度のは行教に下つた神託を假りて云へば「吾移坐近都、爲鎮護王城（又は國家）也」といふのに止まる。即ち宇佐は王城より遙かに隔つた邊鄙の地で不便であるから、都近くに移つて王城乃至國家を鎮護しようといふのである。もちろんその裏面には、朝廷の崇敬を蒐め勢力を得ようとしたのであらうが、それ以外に不純な分子がなかつた様である。さればこの結果に於いても前と異なるものがあり、敢て前轍を踏むことなく、よく朝野の崇信をかち得たのである殊にその地が王城の南門を扼する要衝に位した爲に、次第に京畿に重きをなし、初めは宇佐に准ずる社であつたに關はらず、何時しかそれに替つて大勢力を扶殖し時には朝廷とも對抗して活動するに至つた

石清水八幡宮護國寺略記、三代
實錄廿九、貞觀十八、八、十三

は、愈々地方神として納まることとなり、最早や

中央に對して積極的活動をせなくなつた。けれども積威の致す所により、九劔地方に於ける最大の勢力者たるの地位は、容易に失墜しなかつた。こゝに於いて活動の鋒は、一轉して九劔に於ける小朝廷たる太宰府に向けられた。太宰府との葛藤はかくして開始される。

三 太宰府との葛藤

太宰府が宇佐神宮に對して監督權をもつてゐることは、云ふまでもない。しかしそれ以上に進んで神宮のことに干涉するを、早い時代には、寧ろ煩はしいこととして避けてゐたことは、かの神封一件の場合に徴しても明である。然るに時代が下るに及んでは、必らずしもそうでなくなつた。のみならず神宮側に於いても、時代の風潮に任せて非行を敢てする場合が多くなり、稍もすれば進んで太宰府に挑戦の態度を執るに至つた。時代の風潮とは、朝權漸く軽く、且つ治者（公私の）に不正

多きがまゝに、僧兵・神人・莊民・公民等の跋扈・跳梁
 これである。これらに就いては、何れ別の機會に
 詳述するつもりであるから、茲では省略するが、
 既にかゝる風潮が、熟してゐたとすれば、その一
 例として太宰府と神宮との間にも働いて紛騷を醸
 すに至れるは寧ろ當然といふべきであつたらう。

而してこの紛騷が、初めて史上に現はれるのは
 管見を以つてすれば、正暦五年の太宰大貳藤原佐
 理と宇佐宮神人との争である。即ち同年十月十三
 日、宇佐神宮から、大貳佐理と彼宮神人との鬭亂
 のことを朝廷に愁訴して來た^{日本}。よつて朝廷は
 十一月三日に至り、遣太宰府使として左大史多米
 國平・左衛門少尉忠親・左京屬尾張行親の三人を任
 命したが、七日に至り、何かの都合で右三人を改
 めて左衛門權佐惟宗允亮をこれに充てた^{日本}。遣
 太宰府使とは、また詔使とも推問使ともいひ、詔
 によつて太宰府に下向して、佐理を推問し、事件

の真相を究める役目である。かくて允亮は下向し
 て推問せんとしたが、佐理は何故にかそれに應じ
 なかつた。よつて允亮はこれを朝廷に申告し、朝
 廷は更に法家に下して佐理の罪名を勘申せしめた
 が、法家は佐理が詔使に對捍したものと認めて大
 不敬罪を以つて律し附加刑として除名(官位勳等
 を剝奪し官人の籍を除く)に處すべしと勘申した
 然るにこれに就いて異論があつて、翌長徳元年九
 月二十八日の陣定で、勘申の趣旨について評議し
 た際に、公卿は異議を唱えていふに、「稱有宿病、
 不對詔使、已所稱宿病也、何以言對捍、法家
 所勘申、無所據」とて、頗る辯護してゐる。かく
 て法家は對捍説をとり、公卿はそれを否定して、
 二説とも相當理由があつて、何れとも決定し兼ね
 たので、結局更めて使を遣はすことゝなつた^推。
 そうしてこの結果、十月十八日に至り、佐理は大
 貳を停められ、藤原佐國が替補された^{公卿補任、日本紀略、權記}

佐理が停任のみで除各とならなかつたのは、詔使に對捍したといふ疑が除かれたからで、停任は専ら宇佐神人との争から來てゐるのであらう。停任について百練抄に「依宇佐宮訴、遣推問使之處、無辯申旨故也」とあるのを見れば、非行が佐理にあつた、少くもそう見做されたのであらう。

而して佐理の非行は、神人との鬭争に係るものであることは、神宮の訴に徴して明であるが、それが如何なものであつたかは詳でない。けれどもこれと關連して、考ふべきは、少くも鬭争のあつた當時、散位從五位下宮道義行なる者が、療病の爲めに西海の温泉に行つてゐて大貳佐理からある冤罪を受けてゐたといふ事柄の存在したことである。彼が長徳三年正月二十一日附で、國守の闕に補せられんことを請ふ狀文粹六には、佐理の非を説いて、

鎮守都督、政多邪佞、忽發吹毛之論、遂張陷身之機、

論其虐殘、乳虎猶仁心之獸也、校其狂欲、貪鳥則廉讓之禽也、義行邊土受冤、上天隔聽、不可以詞陳、其是非、不可以使訴其存亡、略○中 古來遭冤屈之者、未有如義行者、
といひ、引續き冤罪の晴れたことに就いて、次の如く説いてゐる。

爰去正曆五年十月、事及叡聽、議遍群卿、都督有過、義行無怠之狀、僉議已成、當于斯時、偏逃西海、濁波纒歸東洛之舊土、池魚更游江湖之中、籠鳥再翳雲霄之上、

正曆五年十月は、宇佐宮が初めて朝廷に愁訴した年月である。また散位の輩が地方に下向して、紛擾の種を播いたことも、當時にはあり勝ちであるしてみれば、義行と神人との間に何等かの連絡があつて、そうしてそれが大貳との鬭争にも關係してゐたのではあるまいか。

次は長保の末から寛弘の初にかけて、紛擾を極

めた、太宰帥平惟仲と、宇佐神人との争である。而してこの争に於いて、神人は二派に分れ、一派は大宮司大神邦利に與力して、帥惟仲が神宮寶殿を封じた非を鳴らし、一派は權大宮司宇佐宗海を中心として帥惟仲に同心し、大宮司邦利が豊前門司別當(關司)兼方及び同國下毛郡司膳助頼を殺害した罪を唱へたもので、可なり複雑した事件であつた。そうしてこの事件が表立つに至つたのは、長保五年末のことで同年十一月二十七日、宇佐神人は參洛して帥惟仲の苛酷のことを訴へた。而してかく主張する神人は邦利方であること云ふまでもなく、そして彼等は、岸(豊前)を離れて後六箇日にして、河尻(攝津)に到着したとのことで、その迅速な行程に就いては「依神感有託宣云々」といつてゐる。恐らく彼等神人の口吻のまゝを現はしたものであらう百練抄。而して帥の苛酷の事とは主として寶殿檢封の件を指したので、帥惟仲とし

ては、大宮司たる邦利の神宮に對する職權を拘束し又は非行を防がなが爲に行つたのであらう。なほこの外にも邦利の行爲を束縛することが多かつたと思はれる。そしてこれらの遣り口を、邦利一派の神人共は、苛酷とも非例とも見做して、朝廷に訴へ出たのであつたらう。かくてこの愁訴に對し朝廷は直ちに如何なる處置を執つたかは不明であるが、旬日を出でざる十二月四日に、伊賀守爲義を宇佐便として、遣はしてゐることも、確かに何等かの關係が潜んでゐるものと推察する權記。

然るにそれだけでは埒が明かなかつた爲にか、翌寛弘元年三月二十四日には曩に上洛を企てた所の宇佐宮命婦並に神人五百餘人が陽明門外に參向し、或は參入した、そうして帥惟仲の非例の事を愁訴に及んでゐる。日本紀略百練抄行成の權記には「宇佐宮司氏人等於近衛門申愁」と見える。近衛門は陽明門のことであり、氏人は神人と同義であらう

而してこの五百餘人といふ多數の神人のうちには見物人も交つてゐたようではあるが、そは姑く措き、男子もあれば命婦又は禰宜女乃至女官など、呼ばれし女子もあり、恐らく彌勒寺關係のものと思はれる僧侶もあつた。そしてこれらが各々邦利方と惟仲方とに分れ、而も一團となつて押し寄せたのである。されば左大臣道長の日記には次の如く記してゐる御堂關白記。

廿四日戊申、參内、陽明門有數百人、宇佐宮愁人、或見物者也、彼宮男子僧多參入、是邦利方。帥方彼權司ムネ致ムネ宗海又參、其裝甚奇、赤烏帽子者等候、女左近府門龍頭幡、有其下二三人。

なほこの黨派に就いては、權記に禰宜女及び祝爲興等は、大宮司邦利に與方し、又權大宮司宗海は帥と同心して愁申すとあつて、神宮の内部のみに就いて云へば、大神家と宇佐家と、大宮司と權大宮司との争である。

而してこの愁訴に對し、朝廷では當時道長は輕服に坐してゐたが、特に勅命によつて彼是(双方)の愁狀(申文)を收(取遣)めしめた。即ち左大辨藤原忠輔は仰を承り、官掌利茂を差して取りにやり左頭中將源經房をして事の由を奏せしめた御堂關白記、權記。一方愁人共は、道長が酉刻退出の頃には、その日記に「愁人少少罷出」とあるが、大部分は居殘つたやうで、日本紀略には「伴神人等、今日以後三箇日、祇候左近廳南門と見えてをり、御堂關白記二十九日の條にも、戌時内裏から退出するに「宇佐宮女官、尙候左近府南」と記してゐる。左近府は陽明門を這入つた所にあつて、その廳の南門が神人の宿所となつたことは、百練抄二十七日の條にも見えてゐる。而してこの二十七日には、愁訴に關する陣定を行つてゐるが、議題となつたのは神人側の文書計りではなく、太宰府からの文書もあつた。試にそれらの文書を權記によつて分類す

れば、次の通りである。

(一) 太宰府言上、豊前國司申、宇佐大宮司邦利濫行不善條
々事^一解文、一通、

(二) 同府中、邦利爲首令殺害豊前國下毛郡司膳助頼狀
文、一通、

(三) 同府申、宗海等申邦利濫行雜事文、

(四) 宇佐宮古老司^(一)權大宮司宇佐宗海等申、邦利所犯條事
文、

(五) 同宮大宮司邦利申、太宰府所行違例文、

(六) 同宮禰宜神人等申、府封三ヶ御殿文、

一から四までは専ら帥惟仲を擁護して邦利の罪惡を説き、五・六は大宮司邦利を支持して惟仲の非行を主張したものである。この日の早朝、奉親宿禰は右大辨行成の許に來て、一と二の文書を授け且つ左大辨忠輔が穢で不參の由を告げた。よつて行成は右二通の文書を持つて道長の閱覽に供した而して陣座に於いては、右大臣顯光が勅を奉じて

四・五・六について定め、三については顯光及び内大臣公季以下の上達部のほか、道長も輕服を推し臨席して僉議に及んだ^記。そうしてこの結果、三派に分れた。一向に帥惟仲に對して推問使を遣はすべしとする者、双方の者を召して對問せられ、然る後使を遣はすべしとする者、及び全然使を遣はすべからずとする者これである^{御堂闕}。就中最後の推問使不必要論者は、參議源俊賢一人であつたが、これは確かに暴論と見なされたらしく、百練抄には「人々尤爲奇」と記してゐる。蓋し不必要論は、必要論が初から帥を非としてゐるに反するものである限り、神威を只管懼れ、神宮の云ふ所は一も二もなく是とした當代人の心理からは、勢ひ奇怪に思はれたのであらう。この陣定に於いても諸卿が神威を感じてゐたことは、僉議中に陣座の南方に、雷電があつて、公卿が怖畏したとも或は顯光・時光(中納言)・俊賢等が退出するに當り

櫛笥、小道で鳩が上達部の頭上を飛び渡り、宇佐神人宿所(左近府南門)の間に於て失せたとも云はれ、而もそれは「疑、是、大菩薩御變現歟」と傳へられ、たに徴して明である百練抄。

かくて翌二十八日には、早朝、宇佐宮の法師が行成の許に來て、大宮司邦利の書狀を渡してゐるが繼、前日の陣定の決は勅裁を仰ぐことゝなつたらしく、四月一日寅刻、左頭中將經房が道長第の門外に來て、勅命即ち宇佐宮の愁は先づ双方を對問すべきの由、右大臣顯光に仰せ出されたといふ趣を傳へてゐる御堂關白記。そしてこの對問の初審は六日に行はれ、愁人のうち元命と宗海とを、太政官廳の松本曹司に召して對問した同。元命は彌勒寺の講師で邦利方であり、宗海(宇佐姓)は權大宮司で帥方である。ついで九日には再び對問を行ひ(第二審)同上十日には結審を行つてゐる。即ち右少辨輔尹以下が、松本曹司に向つて、双方の神人等

を對問したが日本紀略その結果宗海は敗訴となつて罪に服した。即ち輔尹は道長の宿所(内裏の)に來て「元命宗海等召問處、宗海無所避、申進意狀」と報告し、且つ意狀(謝罪狀)を持參して檢閱を乞ふてゐる。更に道長が夕方退出後、經房は件の宗海

の意狀、並に顯光の奏聞に係る對問文とを持つてその第に來た、よつて道長は更にこれらを奏聞せしめてゐる御堂關白記。かようにしてこの愁訴は宗海の敗となり、元命の勝となつたので、日本紀略に「各進意狀」とあるは誤つてゐる。元命が二十一日行成の許に來てゐるのも注意すべきである繼。而して更に注意すべきは、一旦引取つた宇佐宮司神人等が、二十八日に至り、再び參上して愁訴に及んでゐること扶桑略記本年十一月廿八日。朝廷はこの爲に直ちに陣定を行つてゐる、道長の日記には「右大臣(顯光)催上卿、定宇佐宮事、是宗海進意狀、並帥平朝臣(惟仲)付御殿封由也」とある。そして前者

に就ては、怠狀(過狀)に基き宗海を左衛門弓場に候せしめて科罪せしめ記。後者即ち「加封御殿事」に就ては、問使を指し遣はすべく決定した。しかし推問使派遣に關しては、猶紛議があつたらしく定が畢つて奏聞後、主上は道長を召して「定申事雖有方々可使遣也、如何」と仰せられ、道長は「遣使宜侍歟、令定申使者後、可給仰也」と奉答してゐる。そして直ちに右頭中將實成を日上として、諸卿は使者の人選をしたが、終に長官には右衛門權佐孝忠を、判官には左衛門尉平仲方を、主典には右衛門大志縣犬養爲政をと決定した。かくてこの旨を顯光は勅を奉じて宣し、行成之を傳宣して大史忠國に下して文書を作らしめ忠國は更に命によつて内印のこゝを行つてゐる御堂關白記、權記、日本紀略。然るに翌々三十日に至り、推問使孝忠が行成の許に來て、苦情を申し立てゝゐる、その詳しいことは權記に見えてゐるが、要するに彼は當時難治亡弊第

一の國の守で、而も秩滿の年に當つてゐることゝ、使を奉じて遠處に向ふことゝは、頗るその境遇を苦しいものにするといふのであつた。が結局道長の計らひで天裁を仰ぐことゝし、終に一先づ任國の方は延任願を出して置き、そして若し早く使節を畢へて還向せば、便宜任國の辭退を許し、遲引數月に亘り歸京せば、任國の事務の處理を了へて後、狀に隨つて兎角取計ふことゝなつた記。

ついで五月二日にも推問使等の定があり日本紀略、更に七日の左使座の政に於て、行成は「宇佐宮中、府所行雜事十四ヶ條事」を顯光に申してゐる。蓋し道長も臨席してゐたが、輕服等の障があつたらである。而して太宰府行ふ所の十四ヶ條とは、帥が神宮に對して執つた不都合な行爲の數々を指すのであらう。かくて行成は、更に推問使派遣に關し、太宰府に官符を成すべくその案内を申し立てゝゐる。そして僉議の結果に基づいてか、顯光は奏

聞して「賜太宰官符、邦利殺害事可入」と申して
ゐる。即ち被告たる帥惟問に關する官符ではある
が、その中に原告たる大宮司邦利の罪惡殺害の件
をも載すとのことである。御堂關白、權記。ついで翌八日に
も、行成は顯光の許に行き、官符の事を處理し、
後道長の許に到り官符案を閱覽に供してゐる。權記而
してこの官符が實際に下されたことは、この年の
八月十六日附で、宇佐宮に奉つた宣命中に、「去年
(長保五年)宮人等有愁申事に依天、官符ヲ太宰府爾
下給、□由ヲ令糺給コト了き」と見えてゐるので明
である。石清水八幡、宮記録二二

この後九日に、彌勒寺講師元命が行成の佛事に
參會してゐることも、見逃してはならぬ事柄であ
る。權記。越えて六月八日には、道長顯光以下參陣し
て、推問使孝忠の申請に係る申文並に元命の申文
等について僉議してゐる。御堂關白、權記。孝忠の申文とは
恐らく例の任國に關するものであらう。而してこ

の日惟仲は、帥としての釐務を停止されてゐる
日本。日本紀略。更に七月十七日には、豊前守爲成申請の雜
事を定めてゐるが。權記これも本事件に何か關係のあ
ることであらう。ついで八月十六日には宇佐使を
派し宣命を奉つてゐる。御堂關白記、權記、日本紀略。抑々この遣
使の由來は、當年の旱魃が官寮の卜占の結果、宇
佐大神の祟であると知れたに因るので、その宣命
中には先に愁訴により官符を下したことをも述べ
引續き「而今後愁申爾^{セル}驚給ひて推問使ヲ差使シ其
狀ヲ令糺給ト瓜^ニ有此災レハ云々」ともいつてゐる。
石清水八幡、宮記録二二。而してこの推問使に就いては、二十日
顯光は殿上に於て、行成に「推問使申請事」を傳へ
そして「宣旨可下暫可候」とて文書を作らしめて

渡し、行成は實成と共に之を携へて道長の第に行
つて閱覽に供し、更に顯光の第に就いてもごし、
顯光は又之を行成に下し給つてゐる。權記。そして翌
二十一日行成は忠國を召して件の推問使宣旨を下

してゐるから同上この日に派遣の宣旨が推問使に下つたのであらう。宛もこの日、惟仲の弟備中介生昌が、鎮西から上京してゐるのも注意に價する御堂關。かくて推問使は翌二十二日下向した同上。

越えて閏九月二日に至り、左大辨忠輔は、道長の第に太宰府からの文書を持ち來つてゐるが、その中に門司關司被害解文一枚がある御堂關白記。これは大宮司邦利が、門司關司(別當)兼方を殺害せしことを申告せるもので、五日には道長以下左仗座に於いて、之に就いて定を行つてゐる御堂關白記。日本紀略

上は推問使派遣に對する太宰府の對策と見る事が出来る。ついで翌十月五日に至り、推問使の一行は歸京した權記。そして翌六日推問使は行成の許に來て、調度文書等を進めた、よつて行成は之を顯光に呈し、更にその指圖によつて道長の第に到り推問使隨身する所の太宰府典代長岑忠義・檢非違使爲望を何處に候(下す)せしむ可き乎の由を申し

たに、内(天皇)に奏すべしとの事であつたので、直ちに參内し經房を以つて奏聞した所、勅旨に曰く「忠義等須給獄所、而使問使所進文書等、未奏之間、可令候左衛門府弓場」と。即ち推問使の賚せし文書を審査するまで投獄を差し控え、暫く弓場に下し置けとの仰である。よつて行成は右衛門志爲政に命じてその事を行はせ、自らは更に道長の第に詣つて右の事情(案内)を申した權記。蓋し忠義等は、神宮寶殿に加封した直接の手下人であつたのである御堂關白記寛弘。二十一、十五。

而して推問使進むる所の文書に就いては二十六日に定を行ひ御堂關白記。更に二十七日にも左仗座に於て定(陣定)を行つてゐる。權記には「定宇佐宮事也」とあるが、道長の日記には太宰推問使の賚した勘問文の定となつてゐる。勘問文とは帥を勘問した文書である。而して之について道長は「使勘問、極荒涼」と記して、その杜撰なることをい

つてゐる御堂闢。こゝに於いて十一月十四日、道長は推問使を召問すべき由を行成に仰せ、行成は更に十六日之を大史忠國に命じてゐる記。更に十二

月七日及び十三日には、推問使孝忠等の申文に就いて陣定を行つてゐるが御堂闢。これで推問使に關することは、まづ形付いたものと思はる。(此項未完)

批 評

カトリック研究の勃興

戸塚文卿譯カトリック思想史

坂 口 昂

フランス革命及ナポレオン戦役の後のヨーロッパに、ローマンチック燃え上つて中世の生活を愛慕し、その一面としてカトリック熱が一時旺盛となつた。この百年前の風潮に似通ふものが世界大戦の苦をなめつくした今日の世男に現はれてゐる。近時、東西文化の交換、隨て世界文化の弘通が盛

んである、その内最も目につく一現象は世界の宗教文化に關する或る慾求の著しい勃興である。

歐米、殊にドイツでは東洋、就中佛教に關する取扱が風を成してゐる。日本ではキリシタン物や南蠻ものが流行して來た。これを最近數年間の出版界に見るに、異國叢書(耶蘇會士日本通信上卷村